## 加盟団体規則 新旧対照表 (案)

現行	改定(案)	備考
(各種の連盟)	(各種の連盟)	
第12条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図る ため、特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体として認める。	第12条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図る ため、特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体として認める。	
	(16) 一般社団法人日本フットサルトップリーグ	
(関連団体)	(関連団体)	
第13条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図る ため、以下の団体を本協会の加盟団体として認める。	第13条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図る ため、以下の団体を本協会の加盟団体として認める。	
	<u>(4)一般社団法人日本サッカー審判協会</u>	
[改正]	[改正]	
	2023年1月19日	